

2018 年中国ビジネスと税務ガイド (1) ～基本情報、ビジネス形態、外商投資企業の設立

August 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

2014 年に 7 回にわたり執筆した「2014 年中国ビジネスと税務ガイド」シリーズから 4 年が経過しました。そこで新たに、2018 年版として中国におけるビジネスと税務について解説していきます。本稿では、中国の基本情報、外国投資家にとっての中国におけるビジネス形態、外商投資企業の設立について解説します。

国際通貨基金（IMF）の統計によれば、中国の国内総生産（GDP）は 2017 年時点で世界第 2 位であり、日本の GDP の 3 倍弱となっています。既に「2014 年中国ビジネスと税務ガイド」シリーズの執筆から 4 年が経過しました。中国の各種制度にも大きな変更があったことより、本稿から数回にわたり、中国におけるビジネスと税務の全般について解説していきます。なお本稿は、その 1 回目として、中国の基本情報、外国投資家にとっての中国におけるビジネス形態、外商投資企業の設立について解説を行います。

1.基本情報

(1) 中国政府

全国人民代表大会（全人代）は、中国における国家の最高権力機関かつ唯一の立法機関です。全人代およびその常設機関である常務委員会が、立法権を行使します。

(2) 規模と人口、気象

中国は中央および東アジアに位置し、その面積はおよそ 960 万平方キロメートルで世界第 4 位の規模です。また、人口は約 13 億 9000 万人で、全世界の人口の 19.5%を占めています¹。なお、気象は地域により多種多様です。北部の冬は厳寒となるにもかかわらず、夏は高温多湿になります。一方、南部では、亜熱帯の気候に属する地域があるなど、地域ごとに異なる特徴が見られます。

(3) 経済環境

近年、中国政府は安定的で緩やかな経済成長を実現するための政策を取っています。2017 年については、GDP が 6.9%増加し、約 12 兆米ドルとなりました¹。なお、中国は 2010 年以降、一貫して米国に次ぐ世界第 2 位の経済規模を有する国に位置しています。

2.外国投資家にとっての中国におけるビジネス形態

中国へのインバウンド投資に関する一般的なビジネス形態は、以下の (1) ～ (5) があります。

(1) 外商独資企業

外商独資企業は、外国投資家はその持ち分を 100%保有する有限責任会社です。

(2) 合弁企業

合弁企業は、1 以上の外国投資家および中国投資家により構成される有限責任会社です。外国投資家は、合計で合弁企業の登録資本額の少なくとも 25%を保有している必要があります。そして、外国投資家もしくは中国投資家からの代表者は、董事長となることができます。なお、合弁企業の利益は、各投資家の出資比率に応じて配分します。

(3) 合作企業

合作企業は、法人形態を取る場合と、契約を基礎として法人形態を取らない場合があります。合作企業の利益は、合作企業契約の規定に従って各当事者に配分され、その配分割合は必ずしも出資比率に応じたものである必要はありません。合作企業が法人形態を取る場合、外国投資家は合計で合作企業の登録資本額の少なくとも 25%を保有している必要がある点では、合弁企業と同様です。

(4) 外商投資パートナーシップ企業

2010 年 3 月 1 日より、2 以上の外国人および外国企業が、または、外国人、外国企業と中国人、中国企業が、共同で外商投資パートナーシップ企業を設立することが可能となりました。外商投資パートナーシップ企業自体は法的な主体ではなく、その構成員である各パートナーが、パートナー契約により生じる包括的および個々の債務に対

¹ 中国 国家統計局 中華人民共和国 2017 年国民経済社会発展統計公報

http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201802/t20180228_1585631.html

してそれぞれ無限責任を負います。税務上の観点からは、外商投資パートナーシップ企業自体には課税されず（パススルー課税）、各パートナーがそれぞれパートナーシップから配分された所得につき中国での納税義務を負います。

(5) 駐在員事務所

外国企業は中国国外の本社を代表して、中国国内において市場調査、製品またはサービスの展示、販売促進やビジネス上の連絡業務を遂行するために、駐在員事務所を設立することがあります。駐在員事務所は、中国国内において、契約書へのサイン、製品の販売、サービスの提供、資金回収および領収書の発行などを含む、いかなる営業活動にも従事することができません。

3. 外商投資企業の設立

(1) 外商投資企業の立ち上げ

外商投資企業を設立するためには、投資者は商務部へ申請書の提出が求められます。主な提出書類としては、定款、フィージビリティースタディー報告書およびジョイントベンチャー（JV）協議書（合弁企業または合作企業の場合）があります。定款は、会社の各種規則作成の基礎となり、また、董事会の役割と責任について記載します。JV 協議書には、提案された JV の会社名と住所、投資者、各投資者の出資比率、JV の事業活動の性質について明記しなければなりません。

商務部は、申請書受領日から 20 日以内に設立の認否について決定する必要があります。商務部の承認に基づいて、投資者はその承認の日から 30 日以内に、工商行政管理局に対して外商投資企業の営業許可を申請します。

外商投資企業は、営業許可証の発行をもって正式に設立されます。その後、当該営業許可証の発行日から 30 日以内に、他の行政機関（税務機関や税関など）に登録を行います。

(2) 外商投資企業の登録資本

商務部は、提案の性質および外商投資企業の事業規模に基づき、外商投資企業の最低出資金額を決定します。そして外国投資者は、最低でも登録資本の合計 25%につき出資する必要があります。出資は、現金（外貨もしくは人民元）、固定資産、中国企業の持ち分、土地使用権、知的財産権などをもって行うことができます。さらに合弁企業については、出資に際して投資額によって決定される持ち分、負債比率の要件を満たす必要があります。

2014 年 3 月 1 日より施行された会社法（2013 年改正）では、登録資本は全出資者により引き受けられた出資総額とされ、その金額は出資者により決定されます。また、設立定款の規定に沿っていることが必要です。出資全額について引き受けられた後、投資者は商務部に対して会社登記の申請を行うことができます。

(3) 会社の経営管理

外商投資企業は、董事（会）および経営執行機関によって管理されます。各投資者を代表する董事の数は、一般的に投資比率に比例します。董事は、会社の主要な決定や戦略的計画に対して責任を負います。経営執行機関は、董事（会）にて任命された総経理により指揮され、外商投資企業の日々の業務に対して責任を負います。董事長および総経理共に、外国人または中国人のいずれでも就任することができます。

(4) 利益の分配

外商投資企業は、税引き後利益の 10%を登録資本金額の 50%に達するまで、法定準備金として積み立てることが求められます。当該利益準備金を配当することはできませんが、過年度の損失補填（ほてん）、あるいは登録資本

金の増加、事業拡大のために使用できます。また外商投資企業は、税引き後利益の一定割合を従業員福祉奨励基金として積み立てることも要請されていますが、積立比率は会社が独自に定めてよいものとされています。

外商投資企業の留保利益からの配当は認められていますが、外国投資者への配当に際しては、中国にて源泉徴収課税が実施されます。通常、源泉徴収税率は 10% となっていますが、関連する租税条約の優遇措置により、さらに低い税率を適用することも可能です。また、配当が中国にて一定の奨励業種に再投資される場合、一定の条件を満たしていれば、源泉徴収における税金支払いの繰り延べが認められます。

(5) 会計および監査上の要求

外商投資企業は会計帳簿に記帳し、財務諸表を作成しなければなりません。また、月次および年度財務諸表の現地税務局への提出が求められます。年度財務諸表は、中国の注册会计师（公認会計士）による監査を受ける必要があります。

(6) 労働契約法および社会保険料

労働契約法において、以下の事項が定められています。

- ・雇用者は、全ての従業員と書面による雇用契約を締結しなければならない。
- ・雇用契約には、雇用期間、職務内容、給与条件、労働時間の上限（残業を除き週に 40 時間）、年次休暇、育児休暇などの労働条件を記述しなければならない。

雇用者および従業員は共に、従業員の住宅積立金、養老保険および医療保険を負担する必要があります。また雇用者は、労災保険および出産育児保険の負担も必要となります。

2011 年 10 月 15 日から施行されている「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」によると、中国国内で就業する外国人についても、社会保険料の納付が義務付けられています。

注：本稿は、2018 年 1 月 1 日時点の情報を基に作成されています。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn